

令和８年度第２回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和８年９月２９日（火）１３：３０～１５：３０

場所：長浜市役所 多目的ルーム１・２

１．あいさつ

２．議事

- （１） 第１回協議会内容に関する質問・ご意見について

資料１－１

資料１－２

- （２） 育ちを支える発達支援「はぐくむ」～地域支援の充実に向けた取り組みについて～

資料２

- （３） 長浜市しょうがい福祉プランの中間見直しについて

資料３－１

資料３－２

資料３－３

３．閉会

令和8年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

<協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	川崎 孝子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	中辻 知希	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	美濃部 裕道	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	喜多 百合子	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	林 祐子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	藤林 祐子	

<敬称略>

<長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	山口 百博	
2		次長	大塚 宏未	
3	しょうがい福祉課	課長	小寄 多代	
4	しょうがい福祉課	課長代理	富永 人志	
5	発達支援センター	副所長	伊吹 友宏	
6	発達支援センター	副所長	中川 喜利子	
7	発達支援センター	副参事	朽木 一賢	
8	発達支援センター	主幹	田中 早織	
9	しょうがい福祉課	係長	平山 孝光	
10	しょうがい福祉課	係長	片山 理絵	
11	しょうがい福祉課	主幹	西野 さおり	
12	しょうがい福祉課	主事	丸岡 佳苗	
13	しょうがい福祉課	主事	山本 康平	

○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第1回協議会に関する追加質問・意見

○地域生活の支援「あんしん」～しょうがい者虐待防止及びしょうがい者差別解消支援について～

質問者	No.	質問・意見
美濃部委員	1	使用者虐待の状況についてもお聞きしたいです。

○長浜市しょうがい福祉プラン中間見直しについて

質問者	No.	質問・意見
美濃部委員	1	バリアフリー基本構想やマスタープランの見直しについて検討されているかをお聞きしたいです。
	2	学校バリアフリー化について、統廃合も踏まえて検討されているかと思いますが、どのような計画で進めていく考えかお聞きしたいです。
	3	成年後見制度について、改正される旨が一部で記載はあるが、後半部分のアクションプランでも記載すべきと考えます。また、より本人の意思決定支援が重要視されるようになる旨など、法改正の趣旨なども記載すべきと考えます。
	4	今年度、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が改正される見込みであり、その中身もあわせて記載すべきと考えます。
	5	各種会議における障害当事者参画の目標も設定すべきと考えます。
川崎委員	1	外国籍の医療的ケア児や障がい児者も増加しているように思われます。受診など複雑な内容を理解するには通訳の利用などが必要になってくると思いますが、まだまだ十分ではない現状があるように思われます。外国籍の障がい児者に対するプランはどのような現状でしょうか？
藤林委員	1	移動支援がないから使えないのか、利用料の関係で使えないのか、そもそも移動支援の制度を知らないのか、そのあたりは分析されているか。もしくは相談支援事業所等関係者からの声も聴いていただき評価いただけたらと思います。
	2	吸引の必要な方で、病院等と一緒にいく家族のだれかが不在の場合、運転手である保護者が後ろに乗車しているこどもの様子をみて途中で車を何度も止めて吸引をして連れて行っているといった危険な現状があるので、移動支援は必要と考えます。

使用者による障害者虐待の状況について

1. 障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待」の類型

障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）では、虐待を行う者の立場により、障害者虐待を以下の3つに分類しています。

- **養護者による障害者虐待**
障害者の身の世話を金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人などが、その障害者に対して行う虐待。
- **障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所などで業務に従事している職員が、施設などを利用している障害者に対して行う虐待。
- **使用者による障害者虐待**
障害者を雇用する事業主や、事業の経営担当者、労働者を管理する立場にある者が、雇用している障害者に対して行う虐待。

2. 滋賀県における「使用者による障害者虐待」相談通報件数

県および市町に寄せられた相談・通報のうち、状況を確認した結果「虐待の疑いがある」として滋賀労働局長へ報告された事業所数は以下の通りです。

- **令和6年度の報告件数：6事業所**（参考：全国1,593事業所）

【注釈事項】

上記は県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告された件数です。最終的な虐待の事実認定（判断）は滋賀労働局において行われますが、その件数等については公表されていません。

令和7年度の件数等については、現在集計中となっています。

3. 長浜市（障害者虐待防止センター）への相談通報件数

長浜市の障害者虐待防止センターに寄せられた「使用者による障害者虐待」に関する相談および通報の状況は以下の通りです。

- **令和6年度及び令和7年度において、相談通報案件はありませんでした。（0件）**

育ちを支える発達支援「はぐくむ」

～地域支援の充実に向けた取り組みについて～

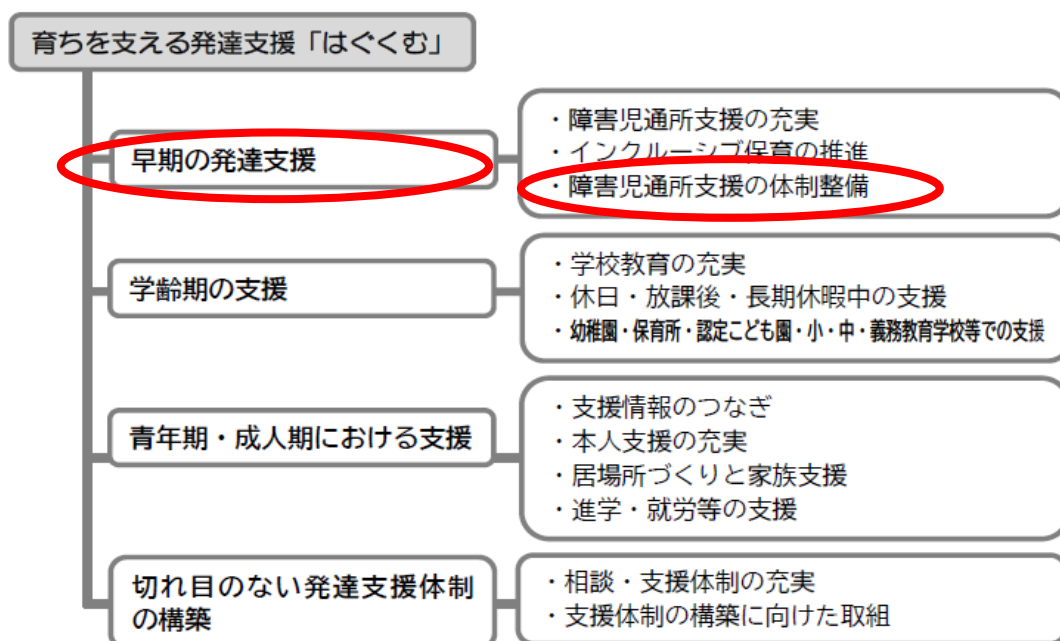
1.はじめに

長浜市では、就学前のしょうがいのある子どもや発達に支援を要するこども、そのご家族にむけて、児童発達支援(療育)を提供しています。

児童発達支援については、これまで公設事業所が中心であったことから、保護者の多様なニーズに十分対応することが難しい状況にありました。しかし、民間事業所の参入によりサービス利用できるという基盤(量の充実)が整いつつあります。

一方で、それぞれ特色のある事業所が増えた今、「子どもへの専門的なかわり方を知りたい」「多事業所と連携して学びたい」といった、支援の質や専門性に関する新たなニーズが現場から高まっています。

しょうがい福祉プラン(素案)P19 育ちを支える発達支援「はぐくむ」より



2. 障害児通所支援について

①児童発達支援：未就学児への支援

内容：日常生活における基本的動作の習得や集団生活に適應する力をつける

対象：日常生活において発達に支援が必要な就学前の児童

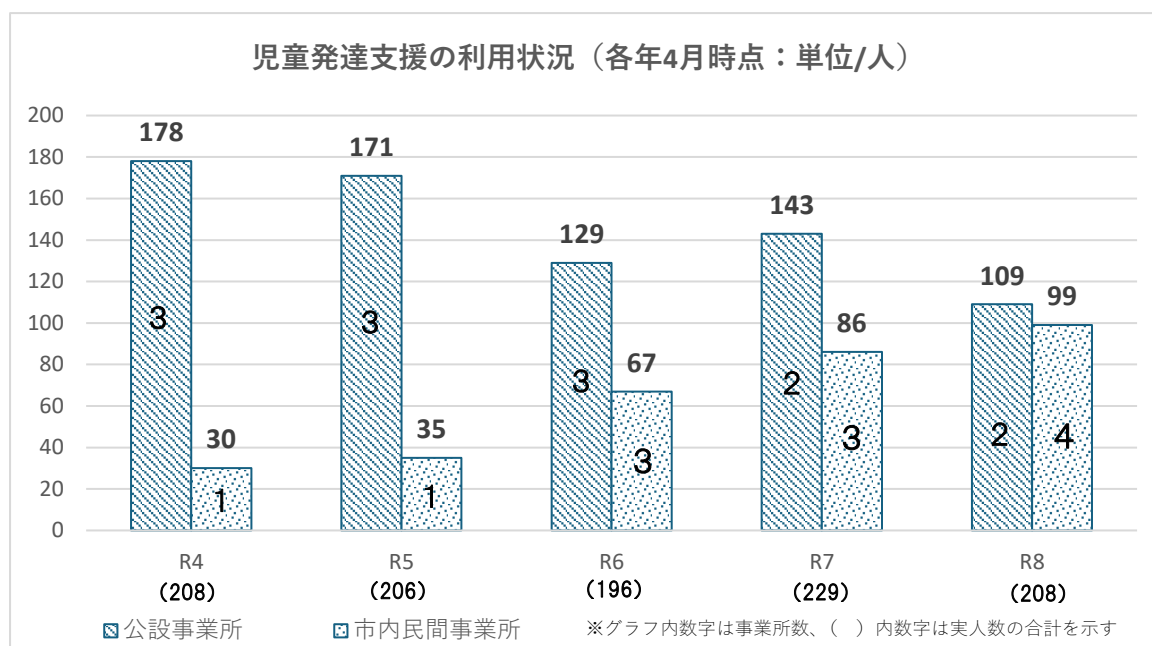
②放課後等デイサービス：学齡期（小学校就学時から高等学校等卒業までの児童）への支援

内容：放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上や社会との交流を促すための支援を提供

対象：学校に就学している障害のある児童

3. 長浜市における児童発達支援利用児童の現状

(1)利用児童数の推移（現状）



(2)児童発達支援事業の変遷

令和5年度以前・・・公設事業所中心の支援体制により、多様なニーズへの対応が難しい状況にあった。

令和6年度以降・・・民間事業所の参入により、多様なニーズへの対応に向けた整備が進んだ。

現在 ……子どもや家庭のニーズに応じたサービスの提供の実現に向けて展開

4. 子どもや家族のニーズに応じたサービス提供の実現に向けて

障害児通所支援の体制整備

「地域のしょうがい児支援体制の充実に向けて、発達支援センターが、児童発達支援センターの中核機能を担えるよう、センター機能の強化、体制整備に努めます。」

しょうがい福祉プラン(素案)P58 第5節1-(3)抜粋

(1)児童発達支援センターの中核機能について

児童発達支援センターは、地域の障害児支援における中核的な機関として、以下の4つの機能を担う。

	中核機能	内容
1	幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	障害のある子どもに対して、発達段階や特性に応じた専門的な支援を行う。子ども本人への支援に加え、保護者への相談・助言、家族支援も実施する。
2	地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルティング機能	地域の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等とともに、支援内容や運営に関する相談に応じ、研修や人材育成の機会づくりを行う。
3	地域のインクルージョン推進機能	保育所、認定こども園、幼稚園、学校等と連携し、障害のある子どもが地域の子どもたちとともに生活・成長できるよう、通所先への支援や関係機関への助言を行う。
4	地域の発達支援に関する入口としての相談機能	障害の有無にかかわらず、発達に関する相談の最初の窓口となり、必要な支援や関係機関へのつなぎを行う。医療・保健・福祉・教育等の関係機関との連携を担う。

(2)地域の事業所を支えるための具体的な3つの取り組み

①地域巡回相談支援事業(スーパーバイズ・コンサルティング機能)※別添資料①

目的:市内の障害児通所支援事業所に専門職を派遣し、実践的な助言を行うことで、地域全体の発達支援体制の充実を図る。

対象：児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、その他保育所や児童クラブ等の発達支援に関連する機関及び施設の職員

今後：事業所や利用者のニーズに応じた相談対応ができるように専門職の派遣を行う。

②発達支援連続講座および発達支援実践講座の開催 ※別添資料②

目的：障害児通所支援事業所の職員に対し、支援への理解や人材育成を促進するとともに、しょうがいのある児童への理解を深め、地域全体で子どもたちの育ちを支える基盤の強化につなげる。事業所間や児童発達支援センターとの意見交換・交流の機会を設ける。

対象：採用から5年未満の職員

今後：湖北圏域での開催として、米原市児童発達支援センター（ふくしあ）と合同主催で行う。テーマを設定し、年3回の実施を計画している。

③児童発達支援事業所連絡会の定期開催

目的：行政・センター・民間事業所が連携し、発達に課題のある児童と保護者を地域全体で支える体制の確立。定期的に連絡会を開催

今後：児童発達支援事業所だけでなく、放課後等デイサービス事業所も含めた連絡会の開催を目指す。

巡回相談支援とは？

巡回相談支援

発達支援センターの心理判定員や療育専門員が施設を巡回します。支援を要する児者への気づきや対応について施設職員の相談に応じ、専門的な視点から具体的な助言を行います。

地域全体で支える

発達に支援を要する子どもや人が住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと暮らしていけることを目指す「インクルーシブな支援」のひとつです。

相談の対象者

発達しょうがいなどの診断の有無にかかわらず、「何となく気になる」「関わりに迷う」といった様子が見られる児・者ついて、どなたでもご相談いただけます。

相談員が直接訪問

相談受付後、担当者が相談内容を確認し、日程調整してお伺いします。
必要に応じて、ケース会議等を開催し、関わり方や支援方法の検討をします。

受付窓口

長浜市発達支援センター発達支援室
長浜市小堀町 32-2
ながはまウェルセンター2 階

☎0749-65-6904

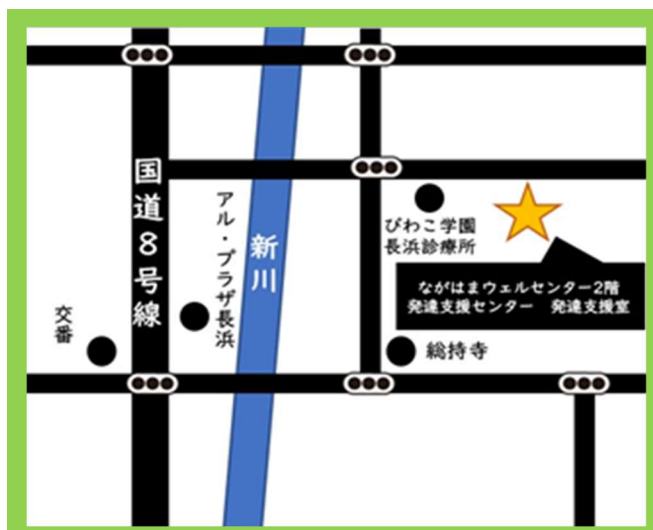
ご不明点などありましたら、
お気軽にお電話ください。

☎ 月～金曜日 9:00～16:45
(祝日・年末年始を除く)

お申込みは 下記 URL もしくは QR コードから
URL: <https://logoform.jp/f/06MR7>



QRコード →



発行：長浜市 発達支援センター
〒526-0845 滋賀県長浜市小堀町 32-2
ながはまウェルセンター 2 階 TEL 0749-65-6904
令和 8 年 10 月発行

巡回相談の
ごあんない

巡回支援専門員
がお伺いします！

長浜市

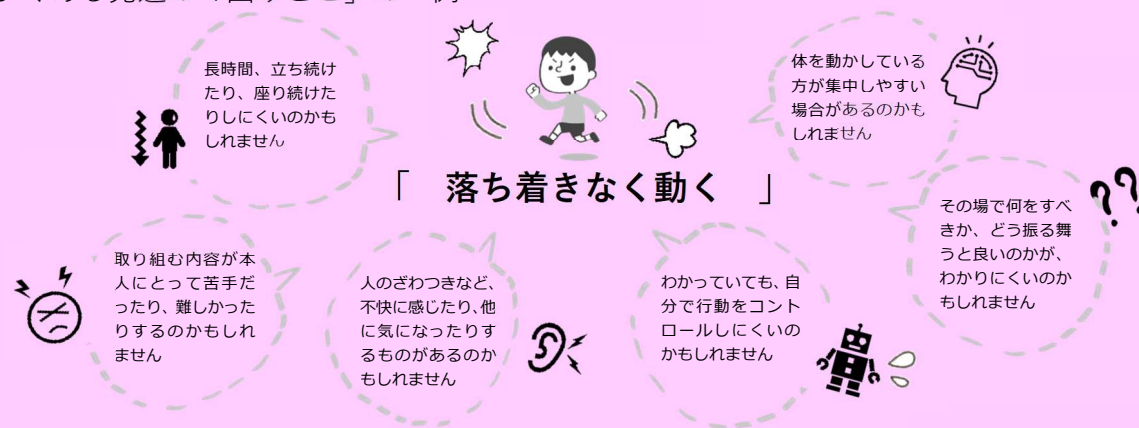
お困りごとありませんか？

巡回相談ではこんなことができます!!

支援者支援・施設へのコンサルテーション

対象となる人の行動理解を深め、
生活する環境を過ごしやすく、理解しやすい環境にするための工夫や
発達状況に合った遊びや活動を提案することができます

よくある発達の「困りごと」の一例



CHECK



同じような困りごとでも理由がいくつか考えられます。

まずは、困りごとの理由を見極め、
その理由に合った対応を考えていくことが大切です。



◇ 巡回相談支援はどのような人が行っている?? ◇

本事業は児童福祉法等に基づく支援体制の一環として、発達障害者等に関する専門知識を有する専門員を派遣するものです。長浜市では、発達支援センターの専門職員(心理判定員、発達障害者支援ケアマネージャー、療育職員など)が施設を巡回し、専門的な視点から具体的な助言を行います。

相談の流れ

お話を聴く

- ◆施設のスタッフの方から、ご本人やスタッフの困っておられることをお聴きします。
- ◆必要に応じて、ご本人やご家族からお話をうかがいます。



くわしく知る

- ◆集団生活、学習の場など生活の様子を観察したり、関わりのある方に詳しくお話を聴いたりします。
- ◆本人やご家族の同意がある場合、必要に応じて、支援の経過や情報について、把握します。



話し合う

- ◆施設のスタッフ、関係者と困りごとの対処や今後について話し合います。
- ◆困りごとの内容に応じて、集団活動の場や学習の場など、ご本人の生活の場で関わる人とも話し合います。



つなぐ・支える

- ◆困りごとの解決のために、必要な機関を紹介することがあります。
- ◆具体的な対策を考え、うまくいくお手伝いをします。



※巡回相談の訪問にあたって、事業の目的や内容について、施設利用者の方やそのご家族のご理解をいただけるようにご配慮ください。



全3回
参加無料

令和8年度

発達支援実践講座

Developmental Support Practice Workshop

学びを実践に、実践をこどもたちの笑顔に。

昨年度は「連続講座」として、こどもの見方や関わり方について学びを深めました。

今年度は「発達支援実践講座」として、5領域の考え方を学ぶ「基礎講座」、そのうちの1領域に焦点を当てた「専門講座」、そして「事例検討を通して情報共有や交流を行う講座」の3つを実施します。

■様々な専門職による実践アドバイス

各講座では、リハビリ専門職や心理士、児童発達支援管理責任者などそれぞれの専門的な立場からコメントをいただきながら、支援の視点や考え方を深めていきます。

一緒に学び、明日からの実践に活かしてみませんか。

対 象：発達支援に携わる職員（実務経験5年未満の方を主な対象としていますが、どなたが参加していただいても結構です）

講座内容：第1回 令和8年 9月15日(火) 10:00～12:00

支援の基本が
わかる！

基礎講座 『5領域』

【会場：ながはまウェルセンター1階 多目的室】

第2回 令和8年11月11日(水) 10:00～12:00

支援の引き出し
を増やそう！

専門講座 『言語・コミュニケーション』

【会場：長浜市役所5階 5-B会議室】

第3回 令和9年 1月15日(金) 10:00～12:00

学びが
広がる！

情報共有・交流 事例検討を通じて

【会場：長浜市役所1階 多目的ルーム3・4】

お問い合わせ 長浜市児童発達支援センター

☎ 0749 (65) 2525

担当：鬼塚

〒526-0845 長浜市小堀町32-3

ながはまウェルセンター2階

hamanoko@city.nagahama.lg.jp



申し込み
はコチラ **9/4** (金)
※申し込みは一人ずつ
お願いします



主催：長浜市児童発達支援センター・米原市児童発達支援センターてらす

2 障害者権利条約の批准と法令等改正の動き

我が国は、年齢やしょうがいの有無等に関わりなく安全かつ安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、障害者権利条約の批准に向けて国内法制度改革を進め、平成26年1月に同条約を批准しました。

近年には以下の改革が行われており、今後、この改革を踏まえて、本市における取組を進める必要があります。

■しょうがい者関連法等整備の主な動き（「障害者権利条約」批准以降）

日付	主な動き
平成 26 年 1 月	障害者権利条約の批准
平成 26 年 4 月	改正障害者総合支援法の施行
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法の施行
平成 28 年 8 月	改正発達障害者支援法の施行
平成 30 年 4 月	改正障害者総合支援法の施行・改正児童福祉法の施行
平成 30 年 6 月	障害者文化芸術推進法の施行
令和元年 6 月	改正障害者雇用促進法の施行（※段階的施行 令和元年 9 月、令和 2 年 4 月） 読書バリアフリー法の施行・改正バリアフリー法の施行
令和元年 10 月	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の全面施行
令和 2 年 6 月	改正バリアフリー法の施行（※令和 2 年 6 月、令和 3 年 4 月施行）
令和 3 年 9 月	医療的ケア児支援法の施行
令和 4 年 5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
令和 5 年 4 月	改正障害者雇用促進法の施行（※令和 5 年 4 月施行分）
令和 6 年 4 月	改正障害者差別解消法の施行・改正児童福祉法の施行・改正障害者総合支援法の施行
<u>令和 7 年 4 月</u>	<u>改正障害者雇用促進法の施行</u>
<u>令和 7 年 6 月</u>	<u>手話施策推進法の施行</u>
<u>令和 8 年 4 月</u>	<u>高次脳機能障害者支援法の施行</u>
<u>令和 8 年 7 月</u>	<u>改正障害者雇用促進法の施行</u>
<u>令和 9 年 4 月</u>	<u>医療的ケア児等および重症心身障害者支援法の施行</u> （※令和 9 年 4 月施行）
<u>令和 9 年 4 月</u>	<u>改正社会福祉法の施行</u> （※令和 9 年 4 月施行）
<u>令和 9 年 4 月</u>	<u>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部改正</u>

第4節 地域生活の支援「あんしん」

しょうがいのある人もない人も共に安心して本市で地域生活を送るためには、日常生活における安定的な支援、近年の大規模災害等の反省を踏まえた防災対策、しょうがいのある人が犯罪被害に遭わないための防犯対策、しょうがいだけでなく様々な「生きづらさ」を抱える中で意図せず犯罪に加担させられてしまった人等への支援を含めた再犯防止対策、また、権利擁護・虐待防止に対する一層の取組が必要です。

このため、以下の4つの視点から取り組みます。

1. 生活支援
しょうがいのある人が住み慣れた地域や自らが望む場所で暮らすことができるよう、個々のニーズに応じ総合的に支援していくとともに、国の制度改革の動向等も踏まえつつ、制度の狭間や空白がなく、満足度の高い効果的な福祉サービスを提供できるよう必要な支援に取り組みます。
2. 防災・防犯・ <u>再犯防止</u> 等の対策
しょうがいのある人を災害や犯罪から守ることができるよう、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の推進・強化を通じて、地域における要配慮者の支援体制の整備を進めるとともに、福祉避難所の開設・運営体制等の充実を図ります。その他、防犯や交通安全等についての啓発を行います。 <u>また、さまざまな理由や事情から罪を犯してしまった人だけでなく、意図せず犯罪に加担させられてしまったしょうがいのある人等が、地域で孤立することなく円滑に社会復帰できるよう支援します。</u> <u>さらに、引き続きみんなが安心して地域で暮らし続けられるよう、立ち直ろうと決意した人の背景にある様々な「生きづらさ」を理解し、地域社会全体で受け入れ、支えられる包括的な支援体制を構築します。</u>
3. 権利擁護・虐待防止
近年、養護者によるしょうがい者虐待及びしょうがい福祉施設従事者等によるしょうがい者虐待の相談・通報件数や虐待判断件数が増加傾向にあり、しょうがいのある人に対する重大な権利侵害です。 しょうがいのある人の権利を擁護できるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用及び障害者虐待防止法等に基づき、あらゆる虐待の早期発見・早期対応に向けた体制整備を進めます。
4. 福祉人材の確保・育成・定着
対象者の増加やサービスの拡大・内容の充実を背景に、ニーズの多様化、高度

第2節 やさしいまちづくり「あたたか」

1 相互理解の推進

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、出前講座や市ホームページ等による啓発
- ・長浜市しょうがい福祉推進協議会を年2回程度開催し、しょうがい者差別やしょうがい者虐待防止等についての意見聴取
- ・企業内人権の啓発時に、チラシの配布により合理的配慮の理解を促進
- ・市内の全学校で各校の実情に応じたしょうがい者理解教育や福祉教育の実施
- ・市職員や市内団体へ出前講座を行い、しょうがい福祉への理解を促進
- ・じんけん連続講座や人権講演会を実施し、人権やしょうがいへの理解を深める取組の実施

・広報紙や市HPを活用し、手話やろう者の理解を促進

・「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づく共生社会の実現に向けての取組として、長浜市福祉事務所及び長浜市健康福祉部を滋賀県共生社会サポーターに登録

■事業所等アンケートの意見（一部抜粋）

- ・市民への発信や理解と参加が広がるようにしていきたい
- ・自治会への啓蒙、啓発の機会
- ・事業所としても市民の理解や相互交流が図れるように、地域のイベントには積極的に参加をしているがそのような機会があればよい
- ・現事業所の自治会は理解もあり、地域の方も時折声をかけてくださっている
- ・しょうがい者について、まず行政職員が当事者と関わりもって理解を深めて欲しい

■今後の方向性

しょうがいのある人やしょうがいにに関する理解促進の啓発を継続して実施していますが、社会全体の理解はまだまだ深まっていないのが現状です。地域社会における共生の実現に向けて、法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、さらなる周知・啓発を図ります。

また、しょうがいのある人とない人がふれあう機会を創出することで、しょうが

いの理解を深める啓発を推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

①市民への広報・啓発活動

○市の広報紙をはじめとし、各種イベント、講演会、研修会、出前講座等あらゆる機会を通じて、障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広報・啓発を行います。

○しょうがいのある人が優先的に利用できる駐車場(国際シンボルマークのある駐車区画)や、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が援助を受けやすくなるよう作成された耳マークやヘルプマーク等の啓発に努めます。

②企業への広報・啓発活動

○商工会議所等の関係機関と協力して、就労支援、ユニバーサルデザインの推進及びしょうがい者差別の解消、並びに合理的配慮の提供等についての理解促進を図ります。令和6年4月1日からすべての事業者に対して「合理的配慮の提供」が義務化されたため、より一層の啓発を行います。

○9月の「障害者雇用支援月間」に併せて、しょうがい者雇用の機運を醸成するため、事業者に対して関係機関と連携して周知・啓発を行います。

③市職員への啓発活動

○「しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員対応要領」に基づき、市職員のしょうがい福祉に関する意識向上を図るとともに、しょうがいのある人に対して各業務に適した合理的配慮を行い、率先して差別解消に取り組みます。

○しょうがい者にかかわる施策の実施にあたっては、しょうがい当事者の各種会議への参画や意見聴取等を通じて、当事者視点からの意見の反映に努めます。

④県条例の推進・啓発

○しょうがいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合える共生社会の実現に向けて、『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例』の取組を推進します。

課題集約と検証を行い、圏域の相談支援事業所へ情報共有を行います。

○各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、相談支援等の事業を一体的に実施する重層的な相談支援体制の構築をさらに進めるため、生活保護法や介護保険法等、他法の関係機関との連携強化を図ります。

○しょうがいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して支援を行う、面的な地域生活支援拠点の機能の充実に向けて取り組みます。

○身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等の各種の相談機関と課題の共有や連携の強化を図ります。

②人材の育成

○相談初期の適切なアセスメント、相談者との信頼関係と高い専門性に基づくプランニング等、適切な支援を継続していくことができるよう、基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員を対象とした研修会や事例検討会を通して、人材の育成に取り組みます。

③情報提供の充実

○必要なときに必要なサービスが利用できるよう、しょうがい福祉に関するガイド冊子の更新や市ホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。

○市広報紙の音訳版の発行等を行います。

④サービス等利用計画の検証

○相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターにおいて、計画の内容を検証し、改善方法を相談支援専門員にフィードバックする等、相談支援専門員と基幹相談支援センターが協働してより質の高いサービス等利用計画を作成する体制を維持・強化します。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に則った施設整備の実施
- ・バリアフリー化された公共的施設を投票所に選定し、スロープや車いすの配置等誰もが利用しやすい環境づくりを実施
- ・広報紙や市ホームページで、読みやすいフォントや表現を使用。また、音声読み上げ機能等、利用しやすさに配慮した機能の採用
- ・滋賀県歩道整備マニュアルに基づく、誰もが利用しやすく人に優しい道路整備の実施
- ・安全な歩道空間を確保するため、市道上等に放置された自転車の撤去等の実施
- ・「第11次長浜市交通安全計画(R3～R7)」、「第12次長浜市交通安全計画(R8～R13)」に基づく、陸上交通の安全に関する施策の推進
- ・長浜市福祉有償運送運営協議会を必要に応じて開催し、登録等に係る協議や事業所への情報提供、適切な指導・助言
- ・情報アクセスの向上をはかるため、スマートフォン体験型講習会を開催

■事業所等アンケートの意見（一部抜粋）

- ・ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいくような施策を展開してほしい
- ・バリアフリーな交通手段の確保が必要
- ・社会資源の支援が少ない
- ・支援が必要な方の移動手段として、移動支援や行動援護を使わず、自分でバスやタクシーが利用できると生活が豊かになる
- ・過疎地域の交通課題は、地域福祉の根幹に関わるため、福祉と交通政策を一体で考える必要がある

■今後の方向性

本市では、駅、公園、道路、市営住宅等の公共施設について、バリアフリー化やユニバーサルデザインでの整備を進めているほか、住宅のバリアフリー化に対する助成等を行っており、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを意識したまちづくりの推進に向け、「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等に基づき、取組を継続します。

また、道路や案内標識等のハード面の整備に加えて、わかりやすい情報提供や思いやりのある応対等のソフト面の推進も図ります。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

①公共的施設のユニバーサルデザイン化

○公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

②外出しやすい環境の整備

○民間の商業施設や交通機関等についても、段差の解消、バリアフリースイッチ等の設備の充実、わかりやすい案内表示等の整備、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入について啓発・促進を図ります。

○安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、点字ブロックの敷設等を促進します。また、歩道上の看板や自転車の放置等、歩行を妨げるものを除去する啓発に努めます。

③情報・行政手続きのバリアフリー化

○アクセシビリティに配慮し、誰もが読みやすく使いやすいホームページ等の作成に努めます。

○できるだけ大きな文字ややさしい日本語の使用、専門用語を使う際には注釈をつけること、表や写真の使用等により、見やすくわかりやすい情報提供に努めます。

○ICTの利用や活用能力の向上を図るため、ICT機器の利用方法を学べる機会の確保に努めます。

○マイナンバーカード等を活用した行政手続きの電子化を推進し、利便性の向上に努めます。

④ユニバーサルデザインの普及啓発

○広報紙や市ホームページ等を通してユニバーサルデザインに関連する情報提供を行う等、日常生活の様々な場面で、思いやりを育む機会を創出し、ユニバーサルデザインへの意識を高め、理解を深める啓発に努めます。

(2) 住居環境の改善

○しょうがいのある人の自宅等の住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消等、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょう

がいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。

○市営住宅のバリアフリー化について必要に応じ実施します。

(3) 地域における交通手段の確保

○単独で公共交通機関を利用することが困難なしょうがいのある人等の移動制約者に対し、バスやタクシー等を補完する移動手段として福祉有償運送を実施する事業者へ、安全性及び利便性の向上のための指導や助言を行います。

○福祉有償運送は、しょうがいのある人等にとって、欠かせない移動手段となっています。います。安定的な事業者の経営及び継続性の確保を行うため、事業支援に努めます。

(単位：回)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉有償運送 運行回数	7,157	8,292	9,259	8,653	5,692

※各年度3月31日時点

○移動支援事業は、屋外での移動が困難な心身にしょうがいのある人に対して、外出のための介護を行い、地域での余暇活動や社会参加の活動のための大切な移動支援サービスです。利用者や事業所の意見、他市町の状況を伺いながら事業内容を検討します。

啓発や年金支給日における金融機関での啓発

- ・災害時の電源確保に備えた非常用電源装置等の購入支援
- ・福祉避難所協定施設との協働事業として、福祉避難所運営協力マニュアルの作成等の取組を実施
- ・災害時の福祉避難所での電力確保と避難環境の向上をはかるため、日産自動車株式会社及び滋賀日産自動車株式会社と電気自動車(EV)を非常用電源として活用する連携協定を締結

■事業所等アンケートの意見（一部抜粋）

- ・個別避難計画の策定が進むと地域の中での見守り支援に繋がり地域生活が安心したものになる
- ・重症心身障がい児や医療的ケア児のための避難所の増設、環境整備
- ・少人数で避難できる場所の確保や情報伝達手段、医療支援(服薬等)の整備

■今後の方向性

しょうがいのある人が災害時に避難情報を入手し、適切に避難できるためには、情報伝達、避難誘導、安否確認の仕組みが機能する必要があります。そのための災害情報の伝達及び避難体制の整備、地域住民や関係機関の協力体制の推進に努めます。

また、しょうがいのある人や高齢者等、災害時に配慮が必要な人に対する防災や避難誘導等の支援体制の構築を進めるため、日常生活や災害時に地域での支援が円滑に行われるよう、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の登録推進や福祉避難所の設置体制の整備、備蓄品(感染症対策含む)の確保等に取り組みます。

さらに、様々な「生きづらさ」を抱えながら犯罪を犯してしまったしょうがいのある人に対し、生活基盤の支援・保護司等の更生保護関係機関との連携・啓発活動・一体的な支援体制により、再犯を防止し、誰もが安全・安心な社会となるよう努めます。

(1) 防災対策

①地域の支援体制の強化

○災害時に配慮を必要とする人について「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」への登録推進をはじめ、地域の防災意識の向上を図り、自治会、自主防災組織、民生委員、地域住民等による地域の支援体制強化に取り組みます。

○防災知識の普及・啓発を図るとともに、しょうがいのある人への援助に関する普

の物資を市施設や備蓄倉庫に分散して備蓄します。

⑥緊急時の通報手段の確保

○聴覚・言語機能にしょうがいのある人が、緊急時に電話に代わる手段として警察署に通報するための「ファックス110番」の周知を図ります。

○聴覚にしょうがいのある人等、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステム「110番アプリシステム」の登録・利用の周知を図ります。

○携帯電話のインターネット接続機能を利用して、消防署に通報するためのシステム「NET119緊急通報システム」の登録・利用の促進に努めます。

⑦しょうがい福祉施設における避難対策

○平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、地域防災計画に位置付けされた施設の所有者又は管理者による、避難確保計画の策定及び市への報告、並びに同計画に基づく避難訓練の実施が義務化されました。利用者が安全に避難できるよう、事業所に対して避難確保計画の策定を指導します。

(2) 防犯対策

○しょうがいのある人が悪質商法やサイバー犯罪等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業と連携を図りながら、防犯知識の普及啓発に努めます。

(3) 再犯防止対策

○しょうがい福祉分野にとどまらず、保護観察所や保護司等の更生保護関係者、保健医療機関、就労支援機関、教育機関(学校における非行防止・修学支援等)との連携を深め、多分野にわたる一体的な再犯防止・支援体制を行います。

○再犯防止や更生保護に関する市民への啓発活動を推進し、地域住民の理解を深めるとともに、関係機関とも連携し、さまざまな理由や事情から罪を犯してしまった人だけでなく、意図せず犯罪に加担させられてしまったしょうがい者の新たな働く場や居場所の確保に努めます。

・地域での見守り支え合い活動が大切。地域の課題を出し合い出来ることから始める取り組みが必要

■今後の方向性

本市では、知的しょうがい、精神しょうがい、認知症等により意思決定に支援を必要とする人の権利を擁護するため、「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置(長浜市社会福祉協議会に委託)しており、成年後見制度の相談援助、申立手続き支援や地域福祉権利擁護事業、法人後見事業等、その啓発・研修を含めて連携して行っています。しかし、成年後見制度の認知度は十分とは言えない状況です。

令和8年6月、民法が改正され、成年後見制度が抜本的に見直されることになりました。より柔軟で使いやすい制度に転換が図られます。

今後、精神しょうがい者や認知症のある高齢者等の増加等を背景として、成年後見制度の利用の必要性が増加すると見込まれることから、成年後見制度の普及・啓発や利用促進をさらに推進します。

また、しょうがいのある人への虐待を防止するため、障害者虐待防止法に基づく「長浜市障害者虐待防止センター」をしょうがい福祉課が担うとともに、市関係部局、県子ども家庭相談センター等の関係機関、事業所等と連携して、問題解決に向けて取り組みます。

(1) 権利擁護・差別の解消

①地域福祉権利擁護事業の推進

○地域福祉権利擁護事業は、意思決定に支援を必要とする知的しょうがいのある人や精神しょうがいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理や書類代行等を行うもので、社会福祉協議会が実施しています。認知症のある高齢者も含め、今後さらに必要性が高まると考えられることから、社会福祉協議会と協力して事業の一層の周知を図ります。

②成年後見制度の利用支援と意思決定支援の推進

○意思決定に支援が必要な障害のある人の権利擁護のため、成年後見制度の適切な利用支援を行います。また、改正社会福祉法施行(令和9年度予定)に伴う相談体制の機能強化等にも関係機関と連携して対応にあたります。

○令和10年度を目途に施行される改正成年後見制度に迅速に対応するように努め、「意思決定支援」を重視した制度趣旨に則り、柔軟な制度利用支援や関係機関との連携体制の構築を推進します。

②放課後等デイサービス

○放課後等デイサービスは、発達支援だけでなく家族のレスパイトや、保護者の就労等の預かりニーズへの対応も行います。また、学校との役割分担や連携が重要となるため、個別支援計画や個別の教育支援計画等を連携させる等、学校生活を把握しながら個々に合わせた支援を提供します。

(2) インクルーシブ保育の推進

①しょうがい児保育・特別支援教育（就学前）

○しょうがいの理解や特別支援教育の専門性を高めることを目的として、多様な研修を行い、職員の資質の向上を図ります。また、教育・医療・福祉機関との連携を密にするとともに、専門家の指導を受けながら、保育内容の一層の充実や子どもの特性に応じた早期支援に努めます。さらに、支援員や看護師等の適正な配置により、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を行います。

②インクルージョン推進のための保育所等訪問支援の拡充

○訪問先での子どもの状態や保育所等の環境等も踏まえて、必要な手立て等の助言ができるよう、人材育成を行います。また、インクルージョン推進のための重要なサービスであることから、より効果的に活用されるよう、多職種でのチーム支援を目指します。

(3) 障害児通所支援の体制整備

○地域のしょうがい児支援体制の充実に向けて、発達支援センターが、児童発達支援センターの中核機能を担えるよう、センター機能の強化、体制整備に努めます。

2 学齢期の支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・しょうがいのある子どもが十分に教育を受けられるよう、学校施設のバリアフリー化や、しょうがいに適応した教育を実施するうえで必要な設備を整備
- ・市内の小・中・義務教育学校において、スロープ・階段昇降車の設置やトイレの洋式化改修、特別支援教室の増設等の整備

- ・放課後児童クラブ運営室に合理的配慮支援員を配置し、発達障害者支援認証ケアマネジャーや、発達支援室の職員とともに、放課後児童クラブを巡回し、しょうがいや発達に支援を要する子どもの支援等について助言
- ・医療行為が必要な児童が通う放課後児童クラブに、看護師を配置し安全で安心して通所できる環境の整備
- ・インクルーシブ教育の推進・構築に向けて、必要に応じて、学校に総合育成支援員（合理的配慮）を配置
- ・医療的ケアの必要な児童のための看護師を配置
- ・しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行われるよう、特別支援教育を実施
- ・特別支援教育専門家を委嘱し、市内の小・中・義務教育学校22校にて巡回相談を行い、学校との支援体制の充実や教職員の資質向上に向けた取組を実施
- ・学校・園の養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行うメディカル・コンサルテーション事業を実施
- ・養護学校在学中のアセスメントの定着及び相談支援事業所とともに進路移行支援会議への参加、進路相談の充実
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関（働き・暮らし応援センター、ハローワーク等）との連携強化

■事業所等アンケートの意見（一部抜粋）

- ・支援を必要とする子どもたちの保護者に対する支援やケアの体制の確立
- ・放課後デイの利用対象者は年齢層やしょうがい特性が幅広い
- ・幼児期の支援が就学後も継続されるように、福祉と教育の連携ができるとうい

■今後の方向性

しょうがいのある子どもに対し、学齢期において、そのしょうがいの状況や本人・家族の希望に応じた教育や支援を行うことで、自分らしく地域生活を送るための基礎づくりができるよう取り組んでおり、今後もその充実を図ります。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育学校間の連携のもと、しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行い、多様な学びの場の環境整備の充実を図ります。

（１）学校教育の充実

①インクルーシブ教育の推進

○特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育

の推進のために、総合育成支援員(合理的配慮・介助員・医療的ケア)を配置します。さらに、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しょうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携等に精通できるように、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担当者の資質向上を図ります。

○しょうがいのある子どもとしょうがいのない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」と教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」が一体となっている「交流及び共同学習」を推進します。

○しょうがいのある子どもが地域の学校で安心して教育が受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、必要に応じてトイレやスロープや手すりの改修等をはじめ教育施設の改修、整備を行います。

○医療的ケアを必要とする子どもが安心して教育を受けることができるよう、看護師やたん吸引や経管栄養を行う資格のある介護従事者等の派遣等の支援に取り組めます。

②特別支援教育の実施

○しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」を実施します。学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)等を含めたしょうがいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。

○学校・園を対象に、養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行い、子どもたちの健やかな成長のためにメディカル・コンサルテーション事業を進めます。

○小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する、発達しょうがいのある子どもを対象として実施している通級指導については、新設の要望、サテライト教室を含む巡回指導の推進等、指導を受ける機会の確保と担当教員の専門性の向上を図ります。

○しょうがいのある子どもが将来にわたって自立・社会参加ができるように、必要な知識、技能を身につけるため、合同交流会や中小合同発表会等の場を取り入れます。

第4章 アクションプランの成果目標・サービス見込み

1 成果目標

国の基本指針における成果目標の設定に関する考え方を踏まえ、令和11年度を目標年度とする8項目の成果目標を掲げ、目標の達成に向け総合的・計画的に取り組めます。

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)福祉施設から一般就労への移行等
- (4)しょうがい児支援の提供体制の整備等
- (5)地域生活支援の充実
- (6)相談支援体制の充実・強化等
- (7)しょうがい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- (8)しょうがい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

■市の成果目標

項目		目標値(R11)	
令和 <u>7</u> 年度末の施設入所者数	<u>152</u> 人	地域生活移行者数 （延人数）	<u>9</u> 人（6％）
		削減数（延人数）	<u>8</u> 人（5％）
<u>施設の地域移行等意向確認担当者による、 地域生活への移行に向けた入所者全員への 支援の回数</u>		<u>1 回以上/年</u>	

■県外入所施設から県内入所施設への移行者数（県独自目標 連携）

項目	目標値(R11)	※県独自の成果目標のため、基本指針なし
県内入所施設への移行者数	3人	※毎年1人の移行目標

<目標実現のための取組>

- ・入所施設や家族等との調整を図るとともに、安定した地域生活が送れるよう、退所後の地域生活の支援体制を充実させます。
- ・重度心身しょうがい児者、医療的ケア児者、強度行動しょうがいのある人の対応できるグループホーム等の施設整備も含めた支援に取り組めます。

(2) 精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

- ・精神しょうがい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上の入院患者数
- ・精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点10.3%以下、180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下

■市の成果目標

項目		目標値(R11)	
<u>令和6年～令和7年度の地域移行支援の利用者数(延人数)</u>	<u>2人</u>	精神病床から地域移行支援・地域定着支援を利用する人の数(延人数)	<u>5人</u>
<u>保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(令和7年度)</u>	<u>2回</u>	<u>3回</u>	
<u>保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(令和7年度)</u>	<u>16人</u>	<u>10人</u>	
<u>保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価(令和7年度)</u>	<u>1回</u>	<u>1回</u>	

■精神しょうがいのある人のサービス利用状況

項目	R7実績値	目標値(R11)
地域移行支援	<u>0人</u>	<u>1人</u>

地域定着支援	0 人	1 人
共同生活援助	46 人	50 人
自立生活援助	0 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	16 人	18 人
短期入所	8 人	9 人

<目標実現のための取組>

- ・精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者等の関係機関、精神しょうがい当事者団体と連携し、包括的な支援体制を進め、精神しょうがい者の地域移行支援に取り組めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

- ・一般就労への移行者数：令和 6 年度実績の 1.31 倍以上
就労移行支援・就労継続支援 A 型事業からの移行：令和 6 年度実績の 1.52 倍以上
就労継続支援 B 型事業からの移行：令和 6 年度実績の 1.67 倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和 6 年度末実績の 1.47 倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を 1 事業所以上設置

■市の成果目標

項目		目標値(R11)	
令和 6 年度の一般就労への移行者数	12 人	一般就労への移行者数	16 人
就労移行支援	8 人	就労移行支援	9 人
就労継続支援（A 型）	3 人	就労継続支援（A 型）	5 人
就労継続支援（B 型）	1 人	就労継続支援（B 型）	2 人
令和 6 年度の就労定着支援の利用者数	324 人	就労定着支援の利用者数	477 人

令和 8 年度の就労選択支援事業所数（湖北圏域）	3 箇所	就労選択支援事業所数（湖北圏域）	4 箇所
--------------------------	------	------------------	------

<目標実現のための取組・現状>

- ・ハローワーク、働き・暮らし応援センター、就労支援事業所等と連携を進め、しょうがい者が効果的な就労支援を受けられるよう体制づくりを進めます。
- ・就職後も安心して働き続けられるよう、就労移行から就労定着までの切れ目のない支援を強化します。

・就労選択支援事業所の指定申請にあたっては、長浜米原しょうがい者自立支援協議会において事前評価する場を設け、実施される事業の把握やサービスの質の確保と向上に努めます。

（4）しょうがい児支援の提供体制の整備等

【国の基本方針】

・（児童発達支援センター）<u>4 つの中核機能（※）を確保</u>、インクルージョン推進のための協議の場の設置 ・<u>主として重症心身しょうがい児を支援する事業所又は重症心身しょうがい児を受け入れる体制を整備した事業所の確保</u> ・<u>医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置</u> ・<u>しょうがい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保</u>

※4 つの中核的な支援機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域のしょうがい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④地域のしょうがい児の発達支援の入口としての相談機能

■市の成果目標

項目	R7 実績値	目標値(R11)
児童発達支援センターの 4 つの中核機能の確保	—	設置
インクルージョン推進のための専門職による訪問支援体制の構築（市）	—	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制構築（市）	設置	設置（継続）
重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業所の確保（市）	設置	設置（継続）

重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（湖北圏域）	1箇所	1箇所（継続）
医療的ケア児支援のための協議の場（湖北圏域）	設置	設置（継続）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（湖北圏域）	1人	1人（継続）
しょうがい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	—	設置
計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	34人	38人
医療型短期入所事業所の新規開設（市）	0箇所	1箇所

<目標実現のための取組>

・しょうがい児の支援において、地域の関係機関や民間事業所等と定期的な情報共有の場を設け、連携体制の構築を図ります。

・インクルージョン推進に向け、子育て施設や事業所、園、学校などの状況や、こどもの個別の支援ニーズに応じて、専門職が訪問し、すべてのこどもがともに育ち合う、インクルーシブな環境整備を推進します。

- ・重症心身しょうがい児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めるとともに、湖北圏域で設置した重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業所への受入れ拡大の支援等を進めます。
- ・医療的ケア児支援のための協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は湖北圏域で設置しており、医療的ケア児者の受入体制の強化や地域生活の支援向上を図ります。

（5）地域生活支援の充実

【国の基本方針】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	目標値(R11)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上の検証・検討
強度行動しょうがい者への支援体制の整備	設置(圏域)

<目標実現のための取組・現状>

- ・地域生活支援拠点等については、湖北圏域での整備(面的整備)を行っており、その機能の充実を図るため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会等を活用し、運用状況の検証、検討を行います。
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会において、強度行動しょうがい者に対する状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

■市の成果目標(湖北圏域での設置)

項目	R7実績値	目標値(R11)
総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置	設置(継続)
計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	34人	38人
主任相談支援専門員数	4人	8人
強度行動障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員のいる相談支援事業所数	6事業所	7事業所
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員のいる相談支援事業所数	4事業所	5事業所
精神しょうがい者等のしょうがい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員のいる相談支援事業所数	7事業所	8事業所

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員数	1人	1人
基幹相談支援センターの取組に参加する相談支援事業所の全ての相談支援事業所に占める割合	100%	100%
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与	有	有(継続)
自立支援協議会の実施回数	20回	20回
自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数	3部会	3部会
	117回	117回
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数 (自立支援協議会の事例検討数)	1回	1回
のぞまないセルフプランの件数	—	0件

<目標実現のための取組>

- ・総合的・専門的な相談支援機関の設置については、基幹相談支援センターがその機能を担っているため整備済みとして、さらなる相談支援体制の強化を図ります。
- ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、相談支援専門員の人材育成の支援、相談支援事業所と保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携強化に取り組めます。
- ・基幹相談支援センター、指定特定相談事業者と連携し、相談支援体制の再構築に向けた検討等を行い、のぞまないセルフプランの削減に取り組めます。

(7) しょうがい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 (※)

【国の基本方針】

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

■市の成果目標

項目	目標値(R11)
----	----------

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している相談支援事業所の割合	66%
---------------------------------	-----

<目標実現のための取組>

- ・地域の相談支援事業所に対して処遇改善加算の周知を行い、事業所からの相談に応じて助言を行うなど、加算の取得促進を図ります。

※しょうがい福祉における生産性向上とは、支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すことをいいます。

(8) しょうがい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

【国の基本方針】

- ・各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・しょうがい福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする

■市の成果目標

項目		実績値 (R7)	目標値 (R11)
しょうがい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施するしょうがい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	20人/年	10人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有	0回	1回

<目標実現のための取組>

- ・しょうがい福祉サービス等の質を向上させ、しょうがい者が必要とするサービスを提供できるよう県が開催する市町職員向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修等に積極的に参加し理解を深めます。

- ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して、その結果を活用し事業所等と共有を図ります。

2 しょうがい福祉サービスの利用見込み

アクションプランの策定にあたり、計画期間における各年度のしょうがい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、その見込量に対する確保方策を定めます。

なお、見込量は、本市における令和5年度から令和7年度までの各しょうがい福祉サービス等の利用実績をもとに、各年度のニーズを勘案しつつ、サービスごとに令和9年度から令和11年度までの見込量を推計しました。

1. 訪問系サービスの利用見込量

サービス	概 要
居宅介護	ホームヘルパーの訪問により、自宅で入浴・食事・排せつや家事の援助、通院の付き添い等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人や知的しょうがいのある人で、常時の支援を必要とする場合、身体介護、家事、外出時の移動等を総合的に支援します。
同行援護	視覚にしょうがいのある人に対し、移動時・外出先での支援を行います。
行動援護	行動上における危険回避のための援護や身体介護等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要が非常に高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【サービスの見込量（1 か月あたり）】 ※R8 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
居宅介護	人分	303	313	323	333	344	355
	時間分	5,122	5,547	5,813	6,092	6,384	6,690
重度訪問介護	人分	14	17	22	29	38	49
	時間分	3,086	3,853	4,883	6,188	7,842	9,939
同行援護	人分	34	34	36	39	41	44
	時間分	574	620	663	708	756	808
行動援護	人分	24	30	35	41	48	56
	時間分	982	1,216	1,544	1,961	2,490	3,163

重度障害者等	人分	0	0	0	0	0	0
包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0

【サービスの確保策】

訪問系サービスは、利用者が増加傾向で、今後も居宅介護サービスをはじめ、利用者数の増加が見込まれるため、引き続き、事業者への情報提供や連携、積極的な参入の促進等を図っていき、安定的で質の高いサービスが提供できるように努めます。

2. 日中活動系サービスの利用見込量

サービス	概 要
生活介護	施設において、身体介護や家事援助が受けられ、創作的活動又は生産活動の機会の提供や身体機能・生活機能の向上のための援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要なリハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けた生産活動、職場体験やその他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (A 型)	一般企業等に就労することが困難な場合、雇用契約に基づいて生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B 型)	一般企業等に就労することが困難で、雇用契約に基づく就労が難しい場合、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
<u>就労選択支援</u>	<u>就労先や働き方について、本人の希望や適性等にあった選択ができるように必要な支援を行います。</u>
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行された人に対して、一定期間、就労に伴う生活上の支援を行います。
療養介護	医療的なケア、常時介護を必要とする場合、病院において、機能訓練、療養上の管理・看護、医学区的な管理のもと介護を行います。
福祉型短期入所	居宅で介護者が病気等の理由により介護できない場合に、しょうがい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。

医療型短期入所	居宅で介護者が病気等の理由により介護できない場合に、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。
---------	---

【サービスの見込量（1 か月あたり）】 ※R8 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活介護	人分	361	364	367	370	372	375
（うち強度行動障害）	人分	145	154	156	158	160	162
（うち高次脳機能障害）	人分	2	2	2	2	2	2
（うち医療的ケアを必要とするもの）	人分	12	17	17	18	19	20
	人日分	6,874	6,876	6,879	6,881	6,865	6,858
自立訓練（機能訓練）	人分	1	2	3	3	3	3
	人日分	19	28	50	55	55	55
自立訓練（生活訓練）	人分	18	14	18	20	20	20
	人日分	245	202	236	295	295	295
就労移行支援	人分	25	26	15	15	15	15
	人日分	387	403	215	215	215	215
就労継続支援（A 型）	人分	142	151	156	162	167	173
	人日分	2,767	2,919	3,045	3,176	3,312	3,455
就労継続支援（B 型）	人分	315	333	354	376	399	424
	人日分	5,149	5,435	5,740	6,063	6,404	6,764
就労選択支援	人分	—	—	25	25	25	25
	人日分	—	—	359	400	400	400
就労定着支援	人分	27	27	32	35	35	35
	人日分	27	27	32	35	35	35
療養介護	人分	28	29	29	29	29	29
	人日分	861	879	879	880	880	880
短期入所	人分	67	67	69	72	75	77
	人日分	392	372	386	401	416	432

【サービスの確保策】

就労系サービスは、特別支援学校の生徒が卒業した後の受け皿や、しょうがいのある人の社会参加としての利用増加が見込まれることから、サービスの充実を図

るための事業所確保及び支援します。

また、短期入所は、市内に事業所が少なく、特に、高度な医療ケアを必要とする重症心身しょうがい児者への支援を行う医療型短期入所は、県南部に施設が集中しているため、県と連携しながら市内事業所へ施設整備を働きかけます。

3. 居住系サービスの利用見込量

サービス	概 要
共同生活援助	地域にある住宅等で共同生活をし、世話人の支援や介護、相談等の日常生活の支援を行います。
施設入所支援	主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量（1 か月あたり）】 ※R8 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
共同生活援助	人分	139	145	156	167	179	192
（うち強度行動障害）	人分	10	13	14	15	16	17
（うち高次脳機能障害）	人分	1	1	1	1	1	1
（うち医療的ケアを必要とするもの）	人分	4	5	9	9	11	13
施設入所支援	人分	125	123	123	122	120	115

【サービスの確保策】

共同生活援助(グループホーム)については、国・県の補助制度の周知を行い、新規事業所の参入による施設整備の促進を図ります。

また、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進します。

4. 相談支援の利用見込量

サービス	概 要
計画相談支援	介護給付や訓練等給付に係る利用相談やサービス利用計画書作成等の支援が必要と認められる場合、しょうがい者の自立した生活や課題解決に向けて、計画の見直しや調整等を行います。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院入院者等に対して、地域生活へ移行するための支援を行います。

地域定着支援	居宅でひとり暮らしをするしょうがいのある人等に対して、地域での生活を定着させるための支援を行います。
--------	--

【サービスの見込量（1 か月あたり）】 ※R8 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画相談支援	人分	322	345	365	385	407	430
地域移行支援	人分	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	1

【サービスの確保策】

しょうがい福祉サービスを利用する人が計画相談支援を利用できるように、相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者の増加も視野に入れ、今後とも事業所の確保に努めます。

また、基幹相談支援センターにおいて、事業所に対する専門的な助言や指導、相談支援専門員の研修等を行い、相談支援のスキルアップを図ります。

3 しょうがい児福祉サービスの利用見込み

1. しょうがい児福祉サービスの利用見込量

サービス	概 要
児童発達支援	心身の発達に課題や心配のある子どもとその保護者に対して、通園により子どもの日常生活の基本的な動作や集団生活の適応訓練等を指導します。
医療型児童発達支援	重度の運動発達しょうがいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休業日に、生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	心身の発達に課題や心配のある子どもが在籍する保育所等を訪問し、その子どもに対して集団生活の適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアや重いしょうがい等で外出することが困難な子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
障害児相談支援	児童通所に係る利用相談やサービス利用計画書作成等の支援が必要と認められる場合、しょうがい児の自立した生活や課題解決に向けて、

	計画の見直しや調整等を行います。
--	------------------

【サービスの見込量（1 か月あたり）】 ※R8 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援	人分	204	233	223	239	257	276
	人日分	586	736	733	818	914	1,021
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	回分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	237	262	293	327	365	408
	人日分	3,206	3,618	4,047	4,526	5,063	5,663
保育所等訪問支援	人分	21	17	17	23	25	30
	回分	35	31	33	35	35	35
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	回分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	56	72	80	88	97	107

【サービスの確保策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、ニーズが高いため、引き続き事業所と連携して提供を図るとともに、各事業所の質の向上に努めます。

また、重症心身しょうがい児や医療的ケア児等が利用できる通所支援が求められていることから、今後のニーズ等を適切に把握し、サービス提供体制の充実を図ります。

4 地域生活支援事業の利用見込み

I. 必須事業

（1）理解促進研修・啓発事業

概 要	
しょうがいのある人が日常生活や社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、しょうがいのある人に対する理解を深めるための研修会や	
サテライト	主たる場から離れた位置。

指定管理者制度	公の施設を民間事業者等の専門性やノウハウにより管理・運営し、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。
自閉スペクトラム症	対人関係が苦手・強いこだわりといった特性のある発達しょうがい。
重症心身しょうがい	重度の肢体不自由と重度の知的しょうがい重複しているしょうがい。
障害支援区分	しょうがいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分(区分1～6:区分6の人が必要とされる支援の度合いが高い)。
障害者週間	障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの期間を障害者週間と定め、しょうがい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、しょうがい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定。
ジョブコーチ	しょうがいのある人が職場に適應できるよう支援する。
ストマ	病気等により手術でお腹に新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと。ギリシャ語で「口」を意味する。
スモン	キノホルムという整腸剤の副作用によって引き起こされた薬物中毒で、神経症状や循環器系、泌尿器系の疾病が生じる。
生産性向上	支援者一人一人の力を引き出し、チームでその力を利用者に届けることで、新たな価値を生み出すこと。 生産性向上の取組としては、たとえば、介護ロボットや情報通信技術（ICT）といった介護テクノロジーを導入・活用することで、支援者の負担を減らしたり、利用者の安全を守ったりするのに役立ちます。テクノロジーの活用により浮いた時間を活用することで、当事者視点に立ったサービスの提供の観点から、一人一人の利用者をより丁寧に支援したり、より多くの利用者に支援を届けたりすることが可能になる。
相談支援専門員	しょうがいのある人やその家族に対して、福祉サービスに関する情報提供や相談を行い、必要なサービスの利用支援や関連機関との連携等の役割を担う職種。
ゾーニング	ある空間を用途に応じて分けること。
【た行】	
地域アドボケート	自身で相談することが難しいしょうがいのある人に寄り添い、相談内容を代弁すること等により、しょうがいのある人の権利を擁護し、

地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

令和7年12月8日
社会保障審議会 障害者部会
(第153回)

資料3-2

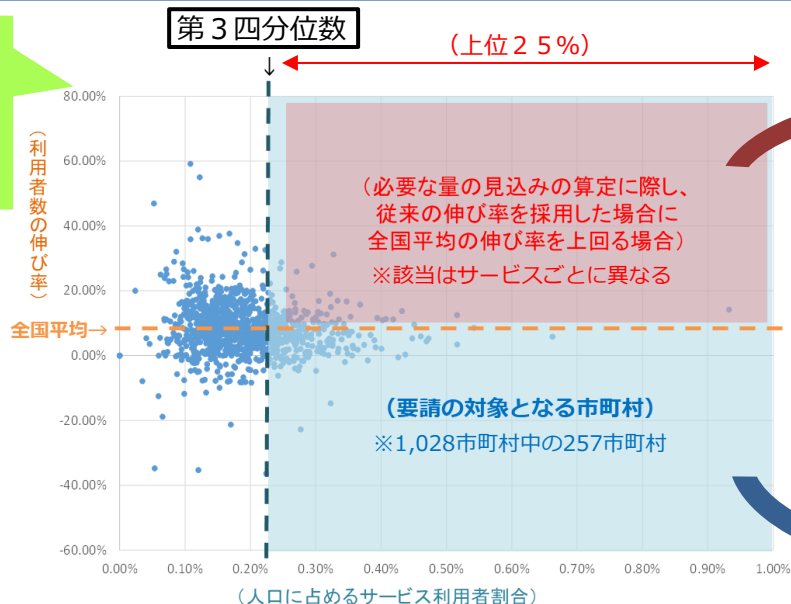
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村(特別区を含む。以下同じ。)

要件1: いわゆる**全部過疎の市町村でない**こと。

要件2: 人口に占めるサービス利用者割合(年齢調整しないもの)が、
要件1を満たす市町村の**上位25%の市町村**

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

いわゆる総量規制の対象サービス(入所施設を除く)※

(現行の該当: 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、
児童発達支援、放課後等デイサービス)

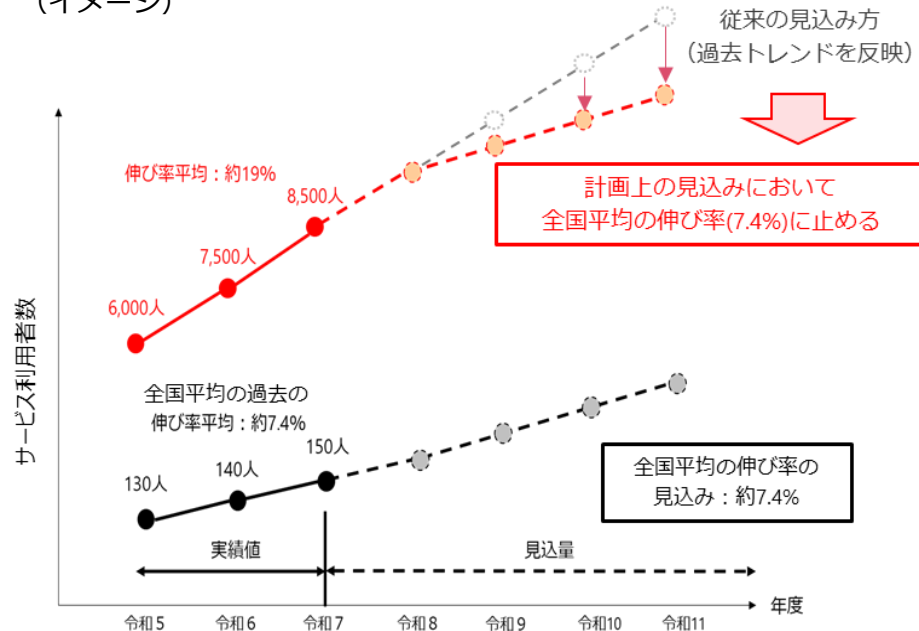
※共同生活援助を対象に加える省令改正(令和9年4月1日施行)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な見込み」の算定に際し、
従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、
全国平均の伸びに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能)

国からの要請事項への対応

国からの要請事項

①障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」については、従来の伸び率を採用した場合に全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合、全国の当該サービスの利用者数の伸び率に止めて算定すること。

②いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること。

長浜市	生活介護	共同生活 援助	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	児童発達 支援
対象	要請①、②		要請②		要請①、②

【要請事項①】

(見込みの設定方法)

- ・当該サービスの令和9年度から令和11年度までの見込みについては、当該サービスの令和8年度の見込みと全国の当該サービスの利用者数の伸び率を用いて定める。
- ・利用者数の伸び率については、令和5年度から令和7年度までの幾何平均を用いる。

※「幾何平均」は、相乗平均ともいい、変化率等、割合に関する数値の平均値を求める場合によく用いられる。見込量の推計は比率（増加率）を用いた計算であることから、統計上、幾何平均で算出することがより適しているとされている。

■生活介護

〈従来の伸び率でのサービス見込量〉

サービス	単位	実績			見込み	見込み		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活介護	人分	358	361	364	367	370	373	376

〈全国平均の伸び率でのサービス見込量〉

サービス	単位	実績			見込み	見込み		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活介護	人分	358	361	364	367	370	372	375

■児童発達支援

〈従来の伸び率でのサービス見込量〉

サービス	単位	実績			見込み	見込み		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援	人分	186	204	233	261	292	327	366

伸び率平均：11.924%

実績値

〈過去の伸び率をベースに算定〉

+11.924% +11.924% +11.924% +11.924%

〈全国平均の伸び率でのサービス見込量〉

サービス	単位	実績			見込み	見込み		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援	人分	186	204	233	261	280	301	323

伸び率平均：11.924%

実績値

〈全国平均の伸び率を用いて算定〉
全国平均の伸び率：7.364%

+11.924% +7.364% +7.364% +7.364%

0～4歳児の人口は減少傾向のため、人口推計での減少率をふまえ、令和8年度の利用見込人数を調整します。

調整

〔調整後〕〈全国平均の伸び率でのサービス見込量〉

サービス	単位	実績			見込み	見込み		
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童発達支援	人分	186	204	233	223	239	257	276

伸び率平均：11.924%

実績値

〈全国平均の伸び率を用いて算定〉
全国平均の伸び率：7.364%

+7.364% +7.364% +7.364%

【要請事項②】

- ・総量規制の実施主体は、障害福祉サービスの指定権限を持つ都道府県・政令指定都市・中核市
- ・いわゆる総量規制は、指定権限のある都道府県の障害福祉計画等で定める区域において、障害福祉サービスの量が、計画に定める必要な量の見込みに達している場合など、都道府県の計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、発動することができる。

(参考)

『意見申出制度』

都道府県が事業者の「新規指定」や「指定更新」を行う際に、その事業所の所在地である市町村が、障害福祉計画等との調整をはかる見地から、きめ細かい地域ニーズに応じたサービス提供体制の確保が図られるよう意見を申し出て、都道府県がその意見を勘案して、指定に必要な条件を付すことができる仕組み。